水道局からのお願いです

引っ越しの手続きはお早めに！

引っ越しには、水道の使用開始と休止の手続きが必要になります。
引っ越しの日が決まりましたら、水道の使用をやめる日または使い始める日の**５日前**までに**電話**または**インターネット**で手続きをしてください。

・市内で引っ越しするときには水道の使用休止と開始の両方の手続きが必要です。
・使用をやめる連絡がないと、水道を使っていなくても**基本料金をお支払いいただくことになります。**
・水道を止める際にお客さまの立ち会いは要しません。
・引っ越し先で蛇口をひねって水が出ればそのままお使いいただいて結構ですが、**必ずご連絡ください。**

電話でのお申し込み

いわき市水道料金お客様センター

0246-22-9300

受付時間　8：30～17：15

（土曜、日曜、祝日、12/29～1/3を除く）

インターネットでのお申し込み

水道局のホームページの「水道の使用開始・休止の手続き」→「電子申請による届出をご希望の場合（外部リンク）」をクリックするか、QRコードからアクセスし、「いわき市かんたん申請・申込システム」→「水道の使用開始届」「水道の使用休止届」からお申し込みください。

申込のＱＲコード▶

※　水道料金のお支払いに口座振替をご利用中の場合は、市内であれば引っ越し先でも**原則現在の口座を引き続きご利用できます**ので、お申し出ください。

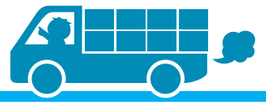

水道料金等のお支払いを口座振替にしませんか？

① 便利
お支払いのために金融機関やコンビニエンスストアへ行く手間がかかりません。

② 安心
自動的に口座から支払われるので、忙しいときにも支払い忘れがありません。

③ 安全
お金を持ち歩く必要がないので、紛失や盗難の心配がありません。

口座振替は納入通知書払いよりも郵便料金などの経費削減につながります。
また、紙の納入通知書の作成が減ることは、紙資源の利用削減になるため、環境にもやさしい納入方法です。
お客さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

・窓口での手続き

水道局１階「いわき市水道料金お客様センター」の窓口や市内にある取扱金融機関の窓口で手続きをしてください。（申込用紙は各窓口にございます。）

・郵送での手続き

水道局ホームページから申込用紙と郵送用封筒をダウンロードし、必要事項を記入、押印し「いわき市水道料金お客様センター」へ郵送してください。（郵便料金はかかりません。）

手続きに必要なもの
◆口座番号が分かるもの（通帳など）
◆金融機関の届出印
◆水道の使用者番号が分かるもの（検針票や納入通知書など）

お問い合わせ　いわき市水道料金お客様センター　TEL 22-9300

第17次 いわき市水道事業経営審議会の答申について

水道局では、水道事業の経営に関して必要な事項を調査審議するため、外部の有識者等で構成する「いわき市水道事業経営審議会」を設置しています。
第17次審議会では、市長から令和元年12月に「今後の水道事業経営について」諮問※1を受け、その後６回にわたり、会議を開催して審議を続け、昨年11月24日に原田会長から市長に答申※2がありました。
そのあらましは、次のとおりです。
なお、水道局では答申の内容を尊重し、事業経営に反映していきます。

内田市長　　原田会長

経営審議会の様子

【答申の主な内容】

○新たな経営計画について

・　令和４年度からの「新たな経営計画」（P４、５）については、50年後の目指すべき最適な水道システムの理想像を示し、その実現を図るための具体的な方策を定めた水道施設総合整備計画を検証したうえで、同経営計画の骨子について議論を進め、その内容が妥当であると判断する。

・　過去の流れを踏襲すれば、現行計画の基本計画の終期である令和８年度までの中期経営計画の後期計画を策定することとなるが、水道施設総合整備計画により将来の理想像が見直されること、水道法の改正内容※3を踏まえる必要があることなどから、現行計画の基本計画と中期経営計画の二段階構成を含めた全体的な見直しを行い、新たに令和４年度から10年間の経営計画を策定するものであることを確認した。

・　同経営計画の計画期間内の令和４年度からの10年間については、令和８年度までの５年間は、現行の水道料金水準を維持したまま財源を確保し、予定する事業を実施することが可能であると判断する。

・　しかしながら、令和９年度からは資金不足※4が生じることが避けられない見込みとなっているが、５年後の令和８年度には同経営計画を見直すこととしており、事業の現状と課題を踏まえたうえで、水道料金水準や企業債充当率の見直し、さらには浄水場をはじめとする大規模施設の更新の適正化を推進するなど、今後の経営改善に向けた具体的なコスト節減の方策を、経営環境の変化を的確に捉えながら切れ目なく検討し、持続可能な経営基盤の確立に努められたい。

※１　諮問…有識者等に意見を求めることをいいます。
※２　答申…諮問に応じて調査審議し、意見を述べることをいいます。
※３　水道法の改正内容…平成30年12月に水道事業の基盤強化のために水道法が改正されました。主な改正点は国、県、市および水道事業者等の責務の明確化や広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進などとなります。
※４　資金不足…水道事業における収支が不均衡となっている状態をいいます。

詳しくは、水道局ホームページでご覧いただけます。

お問い合わせ　経営戦略課　企画係　TEL 22-9310